

ICローンカード特約

第1条（特約の適用範囲）

- (1) この特約は、当金庫が発行するローンカードのうち、ICチップが付加されたローンカード（以下「ICローンカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、ローンカード規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては、ローンカード規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは、ローンカード規定の定義によるものとします。

第2条（ICローンカードの利用）

- (1) ICローンカードは、次の場合に利用することができます。
 - ① 当金庫所定のICローンカードが利用できる自動機（以下「ICローンカード対応自動機」といいます。）を使用してカードローン借入金の入金をする場合。
 - ② 当金庫所定のICローンカード対応自動機を使用してカードローン借入金の出金をする場合。
- (2) ローンカード規定の定めにかかわらず、ICローンカードは、ICローンカード対応自動機以外の自動機では利用できません。

第3条（ICローンカードの有効期限）

ICローンカードの有効期限は、当金庫所定の有効期限とします。

第4条（ICローンカード発行手数料）

ICローンカードの発行・再発行にあつたつては当金庫の定める（再）発行手数料をお支払いいただきます。

以 上